



☆☆がっこうがはじまりました☆☆

こんにちは。4がつに1ねんせいになったおともだちとは、はじめておめにかかりますね。こどもそうだんしつからのおたより『ほっとライン ぷち』です。みんなの「たのしい」「うれしい」をたくさんみつける、おてつだいをしますよ。みんなも「こんなおもしろいことがあった」「ドキドキした」「とってもうれしかった」ことがあったときは、おしえてね。

「つばめ」ってしてる？ 「つばめ」はふつう、じそく40きろめーとるくらいでとぶよ。じどうしゃとおなじくらい。にげるときは、じそく200きろめーとるくらいでとぶんだって。しんかんせんより、すこしおそいくらいのはやさ。ちいさいからだで、すごいね！



こまっていること、かなしかったこと、くやしかったこと、うれしかったこと、だれかにはなしたかったこと、ありませんか？

そんなときは、ぜひ、こどもそうだんしつをおもいだしてね。

ひみつにしておきたいことは、ぜったいにだれにもいいませんよ。

あんしんしておはなししてみてね。

おかねはかからないよ！

でんわばんごうは、0800-200-3218ですよ。

保護者のみなさまへ

名張市では、子どもがすこやかに、のびのびと育っていくために、2006年に「名張市子ども条例」を制定しました。そして名張市子ども条例は、子どもの権利をみとめ、守っていくとたっています。

具体的には、子どもの権利として「生きる権利」「育まれる権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つが掲げられています。今回はそのうちの一つ、「参加する権利」について、ご説明します。

「参加する権利」とは、ちょっとわかりにくいかもしれませんが、子どもであるからというだけの理由で排除されることがあってはならないということです。たとえば、地域のまちづくりに関する話し合いに、子どもが意見を発信することができたり、子どもたちが意見をまとめて、さらには名張市政に提言するということが可能になっています。子どもの意見だからと軽視することはありません。実際に子どもから発信され、改善された事案も多数あります。（くわしくは、名張市ホームページを見ていただくか、子ども相談室へお問い合わせください）

そして、このことを実現するのが「ばりっ子会議」です。ここ数年、子どもたちに大人気の『ばりっ子モデル』もこの会議から生まれました。子どもたちの、子どもたちによる、子どもたちのための会議です。ぜひ、お子様といっしょに参加を検討してみてくださいね。

この「ほっとライン」に登場しているキャラクターも、昨年度のばりっ子会議で誕生しました。

「なばりん」です。名張のアピールポイントをいっぱい、身に着けています。いろんな場面でわたしを登場させてね！名張を日本中にアピールしたいです！



名張市子ども相談室

困ったこと、つらいこと、話をきいてほしいこと、子どもに関係することであれば、何でも相談を承ります。相談は無料で秘密は守りますので、お気軽にご利用ください。

開設日時

月・火・木・金 8:30～17:15
水 10:30～19:00
*土・日・祝祭日・12月29日から1月3日はお休みいたします。

場 所

名張市総合福祉センター ふれあい 2階
(名張市丸之内79番地)

相談方法

・電話相談

0595-63-3118

18歳までの子どもからの相談は、
通話料無料の**ばりっ子ほっとライン**

0800-200-3218 をご利用下さい。

・面談

事前に電話でご連絡をお願いします。

お知らせ これまでに発行した『ほっとラインぷち』は、名張市のホームページから見るすることができます。

アクセス方法：[名張市ホームページ](#)⇒[子育て](#)⇒[子ども条例](#)⇒[子どものみなさんへ\(こどもそうだんしつより\)](#)